

東大和市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

東大和市立老人福祉施設条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「原則として」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別に必要があると認めたときは、この限りでない。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、夜間（午後6時から午後10時までをいう。以下同じ。）の利用については、利用団体の利用に限るものとする。ただし、老人福祉施設の運営に支障のない場合に限り、利用団体以外の団体に利用させることができる。
- 第7条ただし書中「第5条第2項」を「第5条第2項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。